

岡本病院訪問看護ステーション運営規定

(事業目的)

第1条 医療法人社団正心会が開設する岡本病院訪問看護ステーションで行う訪問看護は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、精神疾患等により在宅医療を必要とする者に対して介護保険法、健康保険法による指定居宅サービス事業者又は指定訪問看護事業者として適切な運営を行うため、人員及び管理運営、介護保険法に基づく指定訪問看護並びに健康保険法に基づく指定訪問看護、指定介護予防訪問看護（以下総称し「指定訪問看護」という。）の実施について必要な事項を定め、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 訪問看護の実施にあてって、かかりつけ医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅医療を維持出来るように支援するものとする。

(事業所名称等)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岡本病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 札幌市中央区北7条西25丁目3番10号カーサフォレスト北円山501

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 看護師若しくは保健師1名（常勤）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師等 看護職員
看護師：2.5人以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、6月15日、8月15日、12月29日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は午後12時30分までとする。

3. 前項の規定にかかわらず、利用者及び家族からの電話等による連絡体制を整備するものとする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

1. 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状、障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防、処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 精神科領域疾患者及びご家族の看護、支援
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他の医師の指示による医療処置
11. 精神科領域に関わる訪問看護業務

(利用料等)

第8条 事業の提供に係る利用料は、次のとおりとする。

1. 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
2. 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、健康保険法の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医との連絡ができない場合は、緊急搬送等の必要な処置を行うこととする。

(苦情処理)

第11条 提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により自己が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究や研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設事業者と管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年4月1日改正する。